

唐津市開発行為指導要綱の策定について（説明資料）

1. 目的

都市計画区域内における開発行為に関し必要な事項を定めることにより、乱開発を防止し、良好な環境を確保することを目的とします。

2. 適用範囲

都市計画区域内における開発面積が1,000㎡以上3,000㎡未満の開発行為

3. 開発行為の基準

都市計画法、建築基準法その他の関係法令等によるものとします。

4. 協議の仕方

事業者は、開発行為協議書を市に提出していただき、協議が完了したら、協議完了書を市から事業者へ通知します。その後、工事が完了したら、事業者は完了届を市に提出し、市が完了検査を行います。

5. 公共施設の管理帰属

公共施設の管理帰属を行う場合は、今までどおり、各管理者と協議してください。

6. 関係者との協議

事業者は、開発行為に関係がある公共施設管理者、地元区長、生産組合、水利組合等と十分協議調整するものとします。

7. 施行日

令和4年8月1日

8. 問合せ先

唐津市都市計画課 計画景観係 0955-72-9136 toshikeikaku@city.karatsu.lg.jp

